

令和元年

第5回5月定例教育委員会議事録

令和元年5月31日

大野城市教育委員会

次 第

1 招集日時

- 招集日 令和元年5月31日
- 開会時間 午後2時00分
- 閉会時間 午後3時15分

2 招集の場所 大野城市役所 本館4階 委員会室3

3 会議次第

(1) 議事録署名委員

- 平成31年第4回議事録の署名委員 高木 和敏 委員
- 今回議事録の署名委員 安部 一枝 委員

(2) 議事 (全て可決)

- 第22号 乙金配水池上面テニスコート運営要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 第23号 大野城市スポーツ推進委員の委嘱について
- 第24号 学校運営協議会委員の任命について
- 第25号 大野城市教育支援委員会委員の委嘱等について
- 第26号 臨時に代理した事件の承認について
- 第27号 臨時に代理した事件の承認について
- 第28号 大野城市子どもに最適な学期制審議会委員の委嘱について

(3) 教育長報告

- ①福岡教育事務所管内市町教育委員会教育長会(5月)について
- ②第1地区(筑紫地区)教科書用図書採択協議会(B会議)について

(4) 報告

- ①3歳児健診時に「こんにちは!3歳児のお子さんご家庭のみなさまへ」を配布する件について
- ②大野城市芸術文化振興プラン(案)の概要について

(5) その他

- ①教育長の業務報告(4月~5月分)
- ②教育委員会の主な行事・業務の予定(6月分)
- ③大野城市スポーツ推進計画改定に伴う「運動・スポーツに関するアンケート調査」の実施について

4 出席した委員等 吉富 修(教育長) 安部 一枝 高木 和敏 松本 民仁 梶原 千春

5 欠席した委員 角 敬之

6	出席した職員	教 育 部 長	平田 哲也
		教 育 政 策 課 長	橋元 啓樹
		教 育 振 興 課 長	千葉 太
		教 育 指 導 室 長	梶 幸男
		ス ポ ー ツ 課 長	神崎 康則
		ふるさと文化財課長	石木 秀啓
		教育政策課係長	葉山 賀瑞江
		教育政策課担当	藤岡 良栄

7	会議の書記	教育政策課教育政策・支援担当	藤岡 良栄
---	-------	----------------	-------

午後 2 時00分 開会

○吉富教育長

それでは、ただいまより令和元年 5 月定例教育委員会を開会いたします。

傍聴者の申し出はあっておりますか。

傍聴の申し出はあっておりませんので、進めます。

[会議録承認]

○吉富教育長

議事録の承認に入ります。前回の 4 月定例会にて、高木委員さんをお願いしておりましたので、どうぞお願いいたします。

○高木委員

はい。

○吉富教育長

ありがとうございます。

今回の議事録の署名につきましては安部委員さんをお願いいたします。次回の委員会においてはご署名をお願いいたします。

○安部委員

はい。

○吉富教育長

運動会へのご出席ありがとうございました。大変暑い時期でございましたが、小学校、中学校も無事に終わりましたことをご報告させていただきます。特に、小学校の開催日前後には各地で熱中症の続発が予報されておりまして、それに基づいて、それぞれの学校が子どもたちの健康管理を第一番とするような運営を行っておいりましたので、事なきを得ました。どこからも健康上の心配をするような報告は入っておりません。

それにも増して、地域の方々のご協力をたくさんいただいたという報告を聞いています。大野小学校においては、おやじの会が定期的に運動場に水まきをしておられました。大野小学校はセンダンの木を有するために、ほかの学校のように防塵を散布するということが非常にしにくいところがございます。ほかの学校に比べたら、ちり、ほこりが舞っていましたが、地温を下げると同時に、そういったことを抑えるためにもしてありました。

それからプログラムの対応ということで、ご存じのように一学年必ず3種目あります。走と競遊と表現、この3つで18種目が基本的なプログラムの構成になりますが、それを幾つか割愛していただいたり、あるいはプログラムそのものよりも、例えば走においてはスタートとゴールを非常に間を縮めて1競技当たりの時間を短くするなど、しっかりとした工夫をしてありました。

暑さそのものが災害であるとまで表現されるようになりました。これから先の運動会については、今回の地域のご協力と学校の工夫は、子どもの健康管理を第一とした運動会・体育祭をこれから展開していく上では大変いい見直しの時期となりましたことをお知らせいたしたいと思います。ありがとうございました。

それから、既にお知らせしておりますのでここで申し上げますが、紙幣偽造・同行使の事案につきましては、本当に静観していただきまして、ありがとうございます。非常に適切な手続が、しかも迅速に行われたということで、市長の方に春日警察署からお褒めの言葉をいただいたということをお聞きしております。事務局の手際のよさや他部署の連携など、非常に大野城市の危機管理能力が高いということを感じることができました。本当にありがたいと思っています。

〔議 事〕

〔第22号議案 乙金配水池上面テニスコート運営要綱の一部を改正する要綱の制定について〕

○吉富教育長

第22号議案、乙金配水池上面テニスコート運営要綱の一部を改正する要綱の制定について説明をお願いいたします。

神崎スポーツ課長、お願いいたします。

○神崎スポーツ課長

それでは第22号、乙金配水池上面テニスコート運営要綱の一部を改正する要綱の制定について、ご説明をいたします。

提案理由でございます。消費税及び地方消費税の税率の改定の伴い、所要の改正を行うものであります。

手元の資料2ページを御覧ください。

まず、前段でご理解をいただきたいことがございます。テニスコートを含めまして、施設の料金につきましては大野城総合公園の管理に関する条例で定められていることから、他課が所管する施設使用料と同様に、大野城市議会6月定例会に上程を予定しております。しかし、本案件の対象でございます乙金配水池そのものは福岡市が所有する財産であることから、条例だけでなく、別途この乙金配水池上面テニスコート運営要綱でも規定をしております。本要綱を改正するため教育委員会にお諮りするものでございます。

改正の内容でございます。(1)で改正前と改正後の新旧対照表を掲載しております。改正する箇所は金額の欄でございます。テニスコートの使用料金を1面1時間660円から、1面1時間680円に改正いたします。

附則としまして施行期日でございますが、消費税増税が予定されている令和元年10月1日を施行日といたします。

ただし書きの部分で、附則第3項の施行日が空欄となっておりますが、大野城市議会6月定例会の最終日であり、市長が署名なさる6月20日を予定しております。

附則の第3項経過措置でございますが、施行日の10月1日以降に使用する場合は、その前に予約をした場合でも改正後の料金を徴収することができることをうたっております。

以上で説明を終わります。

○吉富教育長

ただいまされました説明について質問があればお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは、これより採決に入らせていただきます。

第22号議案について、承認することに異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○吉富教育長

異議なしですので、第22号議案は承認すべきものと決めます。

[第23号議案 大野城市スポーツ推進委員の委嘱について]

○吉富教育長

続けます。第23号議案、大野城市スポーツ推進委員の委嘱について説明をお願いいたします。

神崎課長。

○神崎スポーツ課長

第23号、大野城市スポーツ推進委員の委嘱について、ご説明いたします。

提案理由でございます。大野城市スポーツ推進委員に関する規則第4条に基づき、大野城市スポーツ推進委員を委嘱するものであります。

お手元の資料4ページを御覧ください。大野城市スポーツ推進委員を委嘱する方を掲載しております。

同規則第3条におきまして、推進委員の定数は20人以内と規定されております。3月の教育委員会におきまして、この定員20名のうち19名の委嘱について議決をいただきました。今回は、未定となっておりました1名の方について、山本恵祐氏に委嘱することをお諮りするものでございます。

委嘱期間は、令和元年6月1日から令和3年3月31日まででございます。

選出区分に記載しております第5号委員は、小中学校の教諭を含む学識経験者等でございます。

以上で説明を終わります。

○吉富教育長

ただいまの説明について質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

これより採決に入ります。

第23号議案について、承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしの声ですので、第23号議案は承認すべきものと決めます。

〔第24号議案 学校運営協議会委員の任命について〕

○吉富教育長

第24号議案、学校運営協議会委員の任命について説明をお願いいたします。

梶指導室長。

○梶教育指導室長

第24号議案、学校運営協議会委員の任命について、説明をいたします。

学校運営協議会委員につきましては、大野城市学校運営協議会規則第4条において教育委員会が任命することとされておりますので、今回、大城小学校におきまして承認を求めるものでございます。

以上です。

○吉富教育長

説明が終わりました。

ただいまの説明について質問がございましたらどうぞ。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

これより採決に入ります。

第24号議案について、承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第24号議案は承認すべきものと決めます。

〔第25号議案 大野城市教育支援委員会委員の委嘱等について〕

○吉富教育長

第25号議案、大野城市教育支援委員会委員の委嘱等について、説明をお願いいたします。

梶指導室長。

○梶教育指導室長

第25号議案、大野城市教育支援委員会委員の委嘱等について説明をいたします。

大野城市教育支援委員会委員につきましては、大野城市教育支援委員会規則第3条において教育委員会が委嘱し、または任命することとされておりますので、今回承認を求めるものでございます。

以上でございます。

○吉富教育長

説明が終わりました。

ただいまの説明につきましてご質問があればどうぞ。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは採決に入ります。

第25号議案について、承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第25号議案は承認すべきものと決めます。

〔第26号議案 臨時に代理した事件の承認について〕

○吉富教育長

第26号議案、臨時に代理した事件の承認について、説明をお願いいたします。

梶指導室長。

○梶教育指導室長

それでは、第26号議案、臨時に代理した事件の承認について、説明をいたします。

学校運営協議会委員につきましては、大野城市学校運営協議会規則第4条において教育委員会が任命することとされております。今回、10ページから続きますが、1大野東中学校、2大野小学校、3大野南小学校、4平野中学校、5月の浦小学校、6大利中学校、7御陵中学校、8大野北小学校、9御笠の森小学校におきまして、本時より前に協議会を開催することから任命する必要が生じ、大野城市教育委員会事務委任規則第5条の規定により教育長が臨時に代理したため、これを報告し、承認を求めるものでございます。

以上でございます。

○吉富教育長

ただいまの説明について質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

これより採決に入ります。

第26号議案について、承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第26号議案は承認すべきものと決めます。

〔第27号議案 臨時に代理した事件の承認について〕

○吉富教育長

第27号議案、臨時に代理した事件の承認について、説明をお願いいたします。

梶指導室長。

○梶教育指導室長

第27号議案、臨時に代理した事件の承認について、説明をいたします。

学校運営協議会委員につきましては、大野城市学校運営協議会規則第4条において教育委員会が任命することとされておりますが、今回、1下大利小学校、2大野東小

学校におきまして、本時より前に協議会を開催することから任命する必要が生じ、大野城市教育委員会事務委任規則第5条の規定により教育長が臨時に代理したため、これを報告し、承認を求めるものでございます。

以上でございます。

○吉富教育長

ただいまの説明について質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

これより採決に入ります。

第27号議案について、承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第27号議案は承認すべきものと決めます。

〔第28号議案 大野城市子どもに最適な学期制審議会委員の委嘱について〕

○吉富教育長

第28号議案、大野城市子どもに最適な学期制審議会委員の委嘱について、説明をお願いいたします。

梶指導室長。

○梶教育指導室長

資料は、本日別冊でお手元に2枚のもの、左上をホチキスでとめているものでございます。

第28号議案、大野城市子どもに最適な学期制審議会委員の委嘱について、説明をいたします。

大野城市子どもに最適な学期制審議会委員につきましては、大野城市子どもに最適な学期制審議会設置条例第3条第2項において教育委員会が委嘱することとされておりますので、承認を求めるものでございます。

以上でございます。

○吉富教育長

ただいまの説明について質問はございませんか。

高木委員、どうぞお願いいたします。

○高木委員

審議会委員さんのメンバーが若干かわったってということですかね。総合教育会議のときに議題にあがっておりまして、私がたしか、現場の意見を聞くべきじゃないかということ、それと、2学期制を経験した学校の保護者を入れるべきじゃないかということをお聞きしたいと思います。その2点をお聞きします。

○吉富教育長

高木委員のほうから、前回の総合教育会議にて出ていた2点についての視点から、メンバーがどうなったのかということでございますので、説明をお願いいたします。

梶指導室長。

○梶教育指導室長

それでは説明をさせていただきます。

昨年度の総合教育会議の中でご指摘があった点につきまして、委員のメンバーの第7号の委員に、主幹教諭を入れております。学校校内で教育課程を最前線で扱っている職員を、小学校・中学校と1名ずつ入れております。

それから、2学期制、3学期制、それぞれの経験の保護者というところですが、残念ながら保護者については、2学期、3学期の経験については振り分けができない状態になっております。校長会の代表の校長先生にそこを経験なさった校長先生に入ってくださいようにしております。

以上でございます。

○吉富教育長

高木委員、いいでしょうか。

○高木委員

はい。

○吉富教育長

ありがとうございました。

ほかにメンバーの構成についてお尋ねがあったらお願いいたします。

平田部長、お願いいたします。

○平田教育部長

保護者のほうは、保護者の方からこれに参加したいという方に申し込みをいただきました。応募をいただきまして、抽選でお二人の方をお願いした形になっております。小学校と中学校別々で公平に抽選をさせていただきました。人数的にはどのくらいでしたか。

○教育指導室担当係長

全部で13名。小学校11名、中学校2名の13名の応募をいただいております。

○平田教育部長

その中から抽選でということで保護者にもご説明させていただきまして、抽選でお二人の方が委員に入ってください形で、今上げている構成になっております。

○高木委員

はい、わかりました。

○吉富教育長

今の保護者は第5号推薦枠で選出されたわけですね。（「はい」の声）

高木委員、いいでしょうか。

○高木委員

いいです。はい。

○吉富教育長

ほかにないでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

そうしましたら、第28号議案について採決をいたします。

第28号議案は、承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

ありがとうございました。

異議なしですので、第28号議案は承認すべきものと決めます。

それでは、議事につきましては、これで終わらせていただきます。

〔教育長報告〕

○吉富教育長

続けます。4番、教育長の報告であります。

(1) 福岡教育事務所管内市町教育委員会教育長報告会(5月)について説明をいたします。24ページをお開けください。

ご存じのように、24ページの文章の表題がついているところでございますが、右上のほうに中央教育審議会とあります。これはいわゆる中教審と通常略されて言われているものでございます。そこが、教科書の改訂が具体的に始まりましたこの時期に、これからの教育課程で目指すものはこういったことですよと、これからの初等・中等教育のあり方について再度この文書を出すことによって、教育機関にその意識づけを図り、効果的な学習指導を行わせしめようと促すものでございます。

そこから、25ページから28ページまで、余り多くはありませんので、ぜひお読みいただければと思います。

それに関しまして、6月6日には講話をする予定にしております。25ページの下線所長と書いておるところですが、下線部の上から3行目に「予測不可能な未来社会」と書いてあります。その中では、予測不可能であっても社会の形成に積極的に参画する子どもたちであらねばならない、また参画できるような資質・能力を私たちが身につけさせなければなりませんよという強い覚悟でございます。

本日配布しました別紙資料をご覧ください。子どもたちの未来と書いてあるところですが、子どもたちが社会の中堅になるころには、子どもたちの65%は今存在していない職業に就くであろうという予測で、約半分の仕事が自動化される可能性が高い、そのようなものになっていくだろうと予測されています。ほとんど人間よりも正確に精密な仕事をやり遂げていくロボット、AIにかわってしまいますので、これらのことを踏まえてのことだろうと思います。2030年までには週15時間程度働けば済むようになるという経済学者もいます。現在の職業の多くは今後なくなっていくような社会の中で生きていく子どもたちに、どのような資質・能力が必要かということをございます。

それに対して、次ページをご覧ください。教師教育の高度化と専門職化の急速な進展の背景についてです。社会構造の急激な変化へ対応するためですよ、地方分権化と規制緩和によって学校の特色を出してよいような教育活動の背景がありますよ、それから、私どもが子どものころと打って変わった子どもの生育環境がありますよと記載しております。

こうしたことが背景となって、一つ一つは詳しく申せませんが、例えば今、ご存じのようにレア・アースを仲立ちにして、アメリカと中国が貿易戦争を始めています。中国は日本などからも部品を集めて、それを一つの製品にして、例えばアメリカなどに送っています。そうすると、アメリカと中国の戦争ではなくて、部品を供給している日本も必然的に巻き込まれます。国境とか何とか言っているよりも、グローバル化した経済社会となります。これまでの「敵か味方」ではなく、日本はどう振る舞っていくのか、という考え方が必要です。

そういった中において、例えば資料の4ページを御覧ください。一番後ろです。正解があるわけじゃないんですね。最近では正解という言葉は使わなくなっています。最善解とか最適解とか、そういった言葉を使っています。特に最近、国民の世論という形を非常に気にして、納得解という言葉も出てきています。それが25ページの下の方に書いてあります。次代を切りひらく子どもたちには、文章を正確に理解する読解力、それから、教科固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて自己決定していく力とか、情報や情報手段を主体的に選択し活用していくための情報活用能力、それからやはり、価値観の異なる国同士で何らかの納得解、最適解、最善解を見つけ出していかなければいけない人間関係調整能力とか協調能力とかいうのが求められていきます。

こうした社会状況の中に子どもたちを送り出すには、学校教育活動の中でどんな力を身につけておけばいいかといったことが求められています。今、一番出ている言葉は、25ページの下の下線部の上から2行目「教科固有の見方・考え方を働かせ」することはもちろんですが、それぞれの教科と教科横断的に横たわっているコンピテンシー、汎用的能力、汎用能力と言われるものを身につけさせるようになってきているということです。いわゆる昔の“正解”、正解の量的集積だけではやっていけない世界です。正解はもうどうでもよい、その時点での納得解をどうやって人と折り合いをつけて見つけていくか、この能力がもう問われていますよと、それが来ていますよといったところが今出ています。

26、27ページを御覧ください。27ページに、第一に、新時代に対応した義務教育の在り方をすると書いてあるんですけども、日本の子どもたちは国際数学オリンピックでは相も変わらず世界のトップです。学力が低いわけではありません。しかし一部の子どもたちがそういう成績は出していますが、全体的にはどうなのかという問題は残ります。

今、先ほど申し上げましたような納得解、最善解、最適解を、人と協力しながら、しかも広範な情報を収集しながら求めていく、そういう力を身につけるための義務教育のあり方はどうすればいいのかといったことに対して、教師教育の改革というのが20年前から言われています。それがなかなか今、日本はうまくいっていないということを描する学者もいます。相も変わらず教科書にべったりと寄り添った説明だけをしてはいけないんじゃないかといったことが強く指摘されています。

そういったことをしっかりやっていきましょう。「主体的、対話的で深い学び」これがシンボルとなる言葉です。そういった学びができるような義務教育をしてくださいといったことだと思います。

それから、「第二に、新時代に対応した高等学校教育の在り方」と書いてあります。例えば、普通の公立高等学校。被服科とか、家政科とかありますが、もう普通科では公立高校の特色を出せないといったことで、地域人材育成科というのが出てくると文科省は言っています。これからの時代に即応した人材を養成することがそれぞれの学校の特色になるように、普通科ではなくて、そういった科もつくっていかうということにもなっていて、高等学校教育の在り方も大幅に変わっていきます。

社会構造の変化も大量生産時代から情報化もして、知識基盤社会とか、福祉へ価値が移っていています。物を多くつくることが上手な人よりも、これからは、どこに

価値を求めて、認めた価値に対してどう子どもたちが力を発揮できるようにするのか、そういったことへ、社会構造基盤が変わっています。そういった方向で力を発揮できるようにという願いが根底にあるところでございます。

それからもう一つ、今度の学習指導要領改訂のきっかけとなったもう一つの背景は、足し算は何点です、図形は何点ですといった、見える学力で測定できる成績がよい人よりも、社会的な成功を成し遂げている人は、むしろ非認知能力といわれる粘り強さや人との協調性、また目標を立てて、きちんと目標に向かって方法を策定し、それをやり遂げていくという非認知能力が高い人だという、おびただしいエビデンスに基づいた人間観察がなされています。それが今回の学習指導要領の改訂となっています。そういったことも背景にあって、これに応じる義務教育課程でありたいというところで、改めて出されているところでございます。こちらが文科省から出ておりますので、おつけいたしました。

次に進みます。29ページは、福岡県が行っております地区間交流研修実施要項です。

例えば、福岡教育事務所管内は糸島、筑紫、糟屋、宗像の4地区に分けられます。それぞれがそれぞれに研修を行うのではなくて、それぞれの学校の特色と、それぞれにいる優秀な教員のところで地区の壁をまたいで研修をし合いましょう。そういったことで福岡教育事務所全体の底上げを図りますといった趣旨の研修会を行っているということでございます。どうぞご存じおきいただきたいと思っています。

次にいきます。35ページから38ページにつきましては、児童・生徒の安全確保についての資料が出ております。また、これをもとに各学校の安全確保のための準備がきちんとできているかどうか確認してまいりたいと思っています。

これは他の学校にはお伝えはしておりません。水面下で秘匿裏に進めておるところですけれども、非常に自分の子どもの処遇について不満を持つ保護者が、学校に対して少し恫喝的な電話をかけてきたり、あるいは学校を訪問したりしている事案がございます。それにつきましても、学校は教育委員会にすかさず連絡をしていますので、学校、教育委員会、県の児童相談所、それから春日警察署と連携して、そういったことのないように子どもの登下校時には警察官のパトロール、それから教育委員会からは具体的な方策として西日本警備に子どもたちが不特定多数に散らばるような登下校時には巡回パトロールをしていただくなりして警備を図っているところでございます。

日常的にもいろんな問題がありますので、子どもの安全管理・健康管理についてはしっかりと学校、教育委員会、県の機関等、警察とかも非常に連携して進めていかな

ければいけないと思っっているところでございます。

県のほうからお知らせすべきことは以上でございます。

何かこれまでのところでお尋ねがありましたらどうぞお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは続けます。

(2) 第1地区教科用図書採択協議会についてです。

別冊資料になっております。89ページのほうを先に御覧ください。

先日、5月17日の金曜日に、筑紫野市役所にて教科書採択協議会が行われまして、主にそこでは令和元年度第1地区採択協議会が開かれまして、そこでは各教科の研究に当たる者、比較調査に当たる者の辞令書が交付されたといったことを知らせているのが89ページでございます。

81ページのほうに戻ってください。そして、ご予約組みをしていただく上で、教科用図書採択に係る業務の流れとありますが、先日行われましたのが左側の中ほどの5月17日のB会議でございました。これで今のような辞令書が交付されたこととなります。それから、辞令書が交付されましたので、各教科ごとに分かれて、G会議、H会議、I会議が行われて、調査・研究がなされます。そして、J会議と言われる親会、いわゆる教育長が入った会ですが、これが7月31日を予定としていますが、この日にそれぞれの教科書の調査・研究がなされた成果が披露されまして、そこで審議、決定するということとなりますので、その日程でどうぞよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

何かご確認ございますでしょうか。いいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

〔報 告〕

○吉富教育長

それでは5番、報告に入らせていただきます。

(1) 3歳児健康診断時に「こんにちは！3歳児のお子さんご家庭のみなさまへ」を配布する件について、説明をお願いいたします。

梶指導室長、お願いいたします。

○梶教育指導室長

それでは、皆様のお手元にこのようなリーフレットを配らせていただいておりますので、こちらをお手元にとっていただいた上で説明をお聞きいただければと思っております。

それでは説明をさせていただきます。

3歳児健康診断時に「こんにちは！3歳児のお子さんご家庭のみなさまへ」を配布する件について、説明をさせていただきます。

大野城市では福祉と教育が連携し、就学前教育と小学校教育の連続性と一貫性を持たせる取り組みを行っております。今回、それをさらに充実させるために、このリーフレットを作成、配布いたしております。これによって、保育所や幼稚園等の就学前教育施設と小学校教育の接続の充実を図っていることを保護者に紹介して、育児に取り組む保護者に心のゆとりを与えて、乳幼児の学びが豊かになることを狙っております。

1枚開いていただいて、内側の面には子どもたちの育ちについての説明と、それから大野城市が取り組んでいることを説明しております。表紙のほうにはサポートセンター、相談窓口の電話番号、ファクス番号等を紹介して、いつでもご相談いただけるような資料としております。

以上でございます。

○吉富教育長

何かご確認ございますか。

どうぞ、安部委員、お願いいたします。

○安部委員

このリーフレットを初めて見たんですけども、小さなことですが気になるのが文字の表現です。私は特に子どもとおとなという表現にこだわっているんですが、この中で使われている言葉としては「お子さん」「わたし」とあります。また、中開きの

中に「大人」というのが漢字で書いてあるんですが、できましたら、これは平仮名でお願いしたいと思っております。

○梶教育指導室長

はい、承知しました。

○高木委員

その理由は。

○安部委員

ありがとうございます。

私は、子どもの権利の中で、できたら「子ども」っていうのも漢字ではなくて、先ほどのこのリーフレットの「子ども」ではなくて、この字を使いながら、今後は「子ども」って上げてるんですよ。「子」は漢字で「ども」というのが今、割と子どもの関係ではよく使われています。特にリーフレットは少ない字数でアピール性を目指しているんで、漢字を使わないっていうのが今、通常行われていることです。

それと、今、高木委員のほうからご指摘がありましたその理由は、例えば遊技場とか動物園などに入るときに、大人と子どもの表示を、「大人」と「小人」っていうふうに書いてあるところがほとんどですけども、それは、「大きな人」と「小さな大人」っていう対峙語になるんですよ。ですから、これは目からのイメージと言われればそれまでなんですが、ある意味、文字のデザインというふうに納得していただければ、この「子ども」とか「お子さん」に対する「大人」という表現が出てくるところは、漢字ではなくて平仮名のほうが望ましいという、本当に感覚的なものです。

これがするりと入られる方と、何でと思う方とあります。それがやはり小さなこと例えば、保護者と父兄と言ったり、兄弟都市と言ったり姉妹都市と言ったり、微妙なところですよ。未だに区長さんはお祝いの言葉などで保護者の方に「父兄の皆さん」というふうに呼びかけられますので、できましたら、もう新しい時代を迎えてますので、学校関係者とか周りで気づかれた方は、やんわりとですね。「父兄」という字がなぜ使われないとか、それから、子どもたちにとって両親だけが保護者ではない立場の子どもがいるということも含めて。

それと、各リーフレットで、感じがいいリーフレット、するりと意味が入るリーフ

レットは、やはりデザイナーの方とかコピーライターの方がとても点検をされていますので、よかったら、たった2カ所ではありますが、平仮名に変えていただければ目通りもいいし、こういうことを気にかける者もいるということです。ちょっと説明不足かと思いますが。

○吉富教育長

統一表記をするということと、「大人」と書けば対義は「小人」となりますので、それを連想させるという意味で、関連的に、検討するということで、今後検討してください。大事なことだろうと思います。

○梶教育指導室長

はい、承知しました。

○吉富教育長

どうぞ。

○安部委員

相当数をつくっていらっしゃると思いますので、これは次の刷りの際などに検討いただければ。

○梶教育指導室長

改訂のときに。

○安部委員

はい。そのときの検討ということでよろしくお願いいたします。

○梶教育指導室長

はい、承知しました。

○吉富教育長

ありがとうございました。

○吉富教育長

では続けます。

次、5の報告の(2)大野城市芸術文化振興プラン(案)の概要について、説明をお願いいたします。

はい、お願いいたします。

○花田コミュニティ文化課係長

皆様、こんにちは。コミュニティ文化課の花田と申します。どうぞよろしくお願いたします。座って説明させていただきます。お手元に配付しております概要版を使って説明をいたしますので、どうぞよろしくお願いたします。

大野城市芸術文化振興プランの策定に係っては、平成30年5月から大野城芸術文化振興審議会と作業部会が連携し、現時点で審議会8回、作業部会を14回実施いたしまして、そのほか昨年8月に市民2,000人を対象としたアンケート調査を実施しております。

なお、審議会是有識者や市民公募を含む9名の委員で構成されており、作業部会はまどかぴあ及び市内の文化に関する部署の担当者7名で構成しております。

まず、本プランの目的ですが、現状では市内において多くの芸術文化団体が活動されておりますが、文化に関する指針が策定されておられません。芸術文化は日々の営みとして、まちや人、活動をつなぐ力を持っており、コミュニティによるまちづくりを目指す本市において必要不可欠なものであります。このたびの文化芸術基本法の改正や第6次総合計画の策定を契機として、これまでの文化の取り組みを踏まえ、本市の目指すべき芸術文化の振興の基本理念や施策の方向性を明らかにし、体系的な施策の展開を図るため、本プランを策定することとしております。

次に、対象となる芸術文化の範囲ですが、芸術文化基本法に例示された分野を踏まえ、表にお示ししておるとおりにしております。

なお、本市において文化財については既に個別計画により活用が図られていることから、本プランの対象からは外しております。

次に、プランの位置づけですが、本プランは法に示された地方文化芸術推進基本計画として位置づけ、総合計画を達成していくための部門別計画として策定いたします。

次に、計画期間ですが、本年度から令和10年度として、中間年度には時点の修正を行うこととしております。

プランの概要の右側になりますが、施策体系、目指すべき将来像は「芸術文化 ふれあい 織りなす 大野城」として、これは本市の特徴でもある地域の中で人と人、多様な分野がつながり、芸術文化を通して触れ合いが生み出されることを示しております。この目指すべき将来像を実現するために五つの方向性、テーマを定め、それぞれの基本施策及び実行プランを策定しております。

裏面を御覧ください。それぞれ方向性、テーマごとの基本施策とその内容について掲載しております。

計画の本編には、それぞれの施策ごとに現状と課題についての整理を行い、その課題解決のために実行プランの目的や関連する実行プラン、参考となる取り組み等を掲載しております。

特徴的な取り組みといたしましては、基本施策の3－(2)芸術文化を活かす担い手と受け手をつなぐ機能の充実です。これは、芸術文化は担う人のみならず、活動を支える人、管理運営や企画、資金調達をする人など、そういう人材の育成も重要であることや、文化活動を行うきっかけなどを相談する窓口も設定して機能の充実など、これまでなかった視点でのプランも掲げております。

最後に数値目標ですが、それぞれの基本施策に対する中間見直し時点での数値目標を上げております。現状値については、昨年度実施したアンケートの結果から抽出し、1,000人あたりに換算して人数としております。

今後のスケジュールとしましては、6月中旬からパブリックコメントを実施し、終了後にその意見を踏まえて修正を行い、8月に審議会を開催し、最終答申を受け、9月にプランの策定を目指しております。

説明は以上となります。

○吉富教育長

説明ありがとうございました。

教育委員の皆さんに特段の関心を持って眺めておいていただきたいというのは、どういったところでしょうか。

○花田コミュニティ文化課係長

学校の生徒児童にも関係してくる「文化」というところもあり、作業部会には教育振興課と教育指導室、審議会には中学校の校長先生の代表と小学校の校長先生の代表

に入っていていただいております。特段の関心点はここというのは今すぐに出てきませんが、周知していただければと思っております。

○吉富教育長

わかりました。何かありますか。どうぞ。高木委員、お願いいたします。

○高木委員

これでどんどん大野城の芸術文化が盛んになることを私も期待してます。それで、スポーツとか体育関係はいろんな審議会とかメンバーもありますが、今言われました審議会が何回か行われたと。その審議会のメンバーはどなたがなさっているんでしょうか。今、小学校の校長会の代表と言われましたけど、その他一般の方はどれくらいかかわってあるのか。非常に芸術文化って難しいんですよ。私もちょっと県のお手伝いをしているんですけど、大野城市からも大野城文化団体何かの方が見えます。どなたかな、何をされていらっしゃるのかなというのが本音のところですよ。ですから、審議にはどういう立場の方がかかわってあるのかをぜひ教えていただきたいと思います。次回でも、こういう方でやっておりますということを一覧表でしてもらえれば。

○吉富教育長

はい、どうぞ。

○花田コミュニティ文化課係長

本編の作成を今してございまして、メンバーの方と審議会を開催したテーマとかも載せるようにしてございまして、そちらを見ていただければと思います。

○高木委員

はい、よろしく申し上げます。

○吉富教育長

ありがとうございました。

ほかに何かないですか。いいですか。

[「なし」の声あり]

○吉富教育長

ありがとうございました。情報をありがとうございました。

〔その他〕

①教育長の業務報告（4月～5月分）

②教育委員会の主な行事・業務の予定（6月分）

③大野城市スポーツ推進計画改定に伴う「運動・スポーツに関するアンケート調査」
の実施について

○吉富教育長

事前に予定しておりました議案等について全て終わりましたが、何か休憩の後、協議、議題はありますか。ないですか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

では、これをもちまして、令和元年第5回5月定例会大野城市教育委員会を終わらせていただきます。ありがとうございました。

午後3時15分 閉会